

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
R2 常陸河川国道事務所新聞掲載業務	分任支出負担行為担当官関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 原田 昌直 茨城県水戸市千波町1962-2	令和2年5月19日	株式会社関東朝日広告社 栃木県宇都宮市大通り2-1-5	本業務は、常陸河川国道事務所管内における河川及び道路の防災意識向上啓発等について新聞掲載を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とする事から、技術力、経験などを含めた技術提案を求め、企画競争によりより選定を行った。 企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため契約を行うものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	4,235,000円	—		
R2 常陸河川国道事務所管内新聞掲載業務	分任支出負担行為担当官関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 原田 昌直 茨城県水戸市千波町1962-2	令和2年7月20日	株式会社下野新聞アドセンター 栃木県宇都宮市昭和1-8-11	本業務は、常陸河川国道事務所管内における河川及び道路に関し、風水害に関する防災意識向上啓発等について新聞掲載を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とする事から、業務に対する実施方針や取り組み姿勢などを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため契約を行うものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	4,400,000円	—		

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
R2 常陸管内不動産鑑定評価業務（河川1）	分任支出負担行為担当官関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 原田 昌直 茨城県水戸市千波町1962-2	令和2年7月7日	株式会社ひたち不動産鑑定 茨城県水戸市赤塚二丁目2018番地40	本業務は、常陸河川国道事務所が実施する事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務の不動産鑑定評価の依頼を行うことを目的とする。 本業務は、高度な分析・判断力を要することから、経験、分析手法等を含めた提案を求め、公平性、客観性、透明性が確保されている企画競争を採用した。業者選定にあたっては、「地価公示標準地又は地価調査標準地の評価等に関する実績」、「鑑定評価実績」、「業務実施方針」、「取組指針」について企画提案書の審査を行い、企画競争委員会において、総合的に最も優れた業者として特定されたものである。 よって、当該業務を最も適切に遂行できる業者として、契約を行うものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	177,100円 (基準単価)			単価契約 予定調達総額 1,950,300円
R2 常陸管内不動産鑑定評価業務（河川2）	分任支出負担行為担当官関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 原田 昌直 茨城県水戸市千波町1962-2	令和2年7月7日	株式会社ときわ総合事務所 茨城県ひたちなか市 笹野町2-13-30	本業務は、常陸河川国道事務所が実施する事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務の不動産鑑定評価の依頼を行うことを目的とする。 本業務は、高度な分析・判断力を要することから、経験、分析手法等を含めた提案を求め、公平性、客観性、透明性が確保されている企画競争を採用した。業者選定にあたっては、「地価公示標準地又は地価調査標準地の評価等に関する実績」、「鑑定評価実績」、「業務実施方針」、「取組指針」について企画提案書の審査を行い、企画競争委員会において、総合的に最も優れた業者として特定されたものである。 よって、当該業務を最も適切に遂行できる業者として、契約を行うものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	177,100円 (基準単価)			単価契約 予定調達総額 1,950,300円

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
R2常陸管内不動産鑑定評価業務（道路1）	分任支出負担行為担当官関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 原田 昌直 茨城県水戸市千波町1962-2	令和2年7月7日	株式会社宮本不動産 鑑定事務所 茨城県猿島郡境町1 04番地の5	本業務は、常陸河川国道事務所が実施する事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務の不動産鑑定評価の依頼を行うことを目的とする。 本業務は、高度な分析・判断力を要することから、経験、分析手法等を含めた提案を求め、公平性、客観性、透明性が確保されている企画競争を採用した。業者選定にあたっては、「地価公示標準地又は地価調査標準地の評価等に関する実績」、「鑑定評価実績」、「業務実施方針」、「取組指針」について企画提案書の審査を行い、企画競争委員会において、総合的に最も優れた業者として特定されたものである。 よって、当該業務を最も適切に遂行できる業者として、契約を行うものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	177,100円 (基準単価)			単価契約 予定調達総額 1,245,200円
R2常陸管内不動産鑑定評価業務（道路2）	分任支出負担行為担当官関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 原田 昌直 茨城県水戸市千波町1962-2	令和2年7月7日	REA増田不動産鑑定事務所 茨城県坂東市岩井4 355-10	本業務は、常陸河川国道事務所が実施する事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務の不動産鑑定評価の依頼を行うことを目的とする。 本業務は、高度な分析・判断力を要することから、経験、分析手法等を含めた提案を求め、公平性、客観性、透明性が確保されている企画競争を採用した。業者選定にあたっては、「地価公示標準地又は地価調査標準地の評価等に関する実績」、「鑑定評価実績」、「業務実施方針」、「取組指針」について企画提案書の審査を行い、企画競争委員会において、総合的に最も優れた業者として特定されたものである。 よって、当該業務を最も適切に遂行できる業者として、契約を行うものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	177,100円 (基準単価)			単価契約 予定調達総額 1,245,200円

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
R2常陸管内不動産鑑定評価業務（道路7）	分任支出負担行為担当官関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 原田 昌直 茨城県水戸市千波町1962-2	令和2年7月7日	株式会社宮本不動産 鑑定事務所 茨城県猿島郡境町1 04番地の5	本業務は、常陸河川国道事務所が実施する事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務の不動産鑑定評価の依頼を行うことを目的とする。 本業務は、高度な分析・判断力を要することから、経験、分析手法等を含めた提案を求め、公平性、客観性、透明性が確保されている企画競争を採用した。業者選定にあたっては、「地価公示標準地又は地価調査標準地の評価等に関する実績」、「鑑定評価実績」、「業務実施方針」、「取組指針」について企画提案書の審査を行い、企画競争委員会において、総合的に最も優れた業者として特定されたものである。 よって、当該業務を最も適切に遂行できる業者として、契約を行うものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	177,100円 （基準単価）			単価契約 予定調達総額 1,093,400円
R2常陸管内不動産鑑定評価業務（道路8）	分任支出負担行為担当官関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 原田 昌直 茨城県水戸市千波町1962-2	令和2年7月7日	REA増田不動産鑑定事務所 茨城県坂東市岩井4 355-10	本業務は、常陸河川国道事務所が実施する事業に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償等に関する業務の不動産鑑定評価の依頼を行うことを目的とする。 本業務は、高度な分析・判断力を要することから、経験、分析手法等を含めた提案を求め、公平性、客観性、透明性が確保されている企画競争を採用した。業者選定にあたっては、「地価公示標準地又は地価調査標準地の評価等に関する実績」、「鑑定評価実績」、「業務実施方針」、「取組指針」について企画提案書の審査を行い、企画競争委員会において、総合的に最も優れた業者として特定されたものである。 よって、当該業務を最も適切に遂行できる業者として、契約を行うものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	非公表	177,100円 （基準単価）			単価契約 予定調達総額 1,093,400円